

答 申

第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が、県職員の業務規律が分かる資料について、不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 開示請求

平成19年4月9日、異議申立人は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、「県職員の業務規律について分かる資料。①文書学術課が雇用契約した臨時職員が業務時間中に〇〇〇〇〇〇いても同課の職員らが見ぬ振りを続けていた対応について、本来とるべき姿や態度を記述した資料。②情報公開室での開示請求や多量な開示閲覧に係る便宜供与の要請に対して公平の原則を振りかざして認めない職員判断について。」（以下「本件対象公文書」という。）について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 開示決定等

- (1) 平成19年4月23日、実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象公文書が不存在であることを理由とする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (2) 平成19年4月24日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 平成19年6月18日、実施機関は、条例第19条の規定により、本件異議申立てについて富山県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、県職員の業務規律に関する資料の開示請求であり、その資料が不存在であるとは到底理解できず、関係する資料の開示を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張する本件異議申立ての理由の要旨は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求は、情報公開室における臨時職員の不適切な業務態度を具体的に指摘し、かつ、正規職員も見ぬ振りを続けていた二重の不祥事に対して、本来、職員がとるべき姿や態度を記述した資料を求めたものである。

- (2) 「服務規程書」等で職員の規範が示されていると思われるところ、開示実施機関である文書学術課情報公関係の職員は、請求内容や趣旨などを的確に把握せずに不存在とした非開示処分は、第 41 回情報公開審査会が補足意見で示した意見に反している。

第 4 実施機関の説明

実施機関が、理由説明書及び審査会での意見陳述において説明する公文書の非開示決定に係る理由の要旨は、概ね次のとおりである。

1 本件開示請求について

本件開示請求の趣旨は、県職員の業務規律、具体的には次の 2 点について規定する資料の開示を求めるものである。

- (1) 雇用契約に基づき文書学術課に勤務している臨時職員が、勤務時間中に〇〇〇〇〇〇いたにもかかわらず、同課の正規職員が臨時職員に直ちに注意をせず、適切な指導を行わなかったことに対して、本来県職員としてとるべき姿や態度
- (2) 大量の文書について開示の請求をし、閲覧を行っている異議申立人からの依頼（当該異議申立人からの請求については、担当職員を増員するなどして請求から決定までの期間を短くすること、開示文書の閲覧時にパソコンを使用するため、窓口での電源設備の使用を特別に許可することなど）に対して、情報公開総合窓口の担当職員が公平の原則から依頼を断った判断の妥当性

2 本件処分について

異議申立人は、不服申立書において本件開示請求に係る対象公文書として「服務規程書」が存在し、本件対象公文書が存在しないということは到底理解できないと主張している。

実施機関は、上記 1 のとおり、異議申立人の求める請求内容や趣旨などを的確に把握した上で、県職員の業務規律については、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）などの法令や、平成 19 年 7 月 18 日に廃止されているが、開示請求があった同年 4 月 9 日の時点では効力を有していた富山県本庁就業規則（昭和 24 年富山県庁達第 61 号）などの訓令で定められており、法令の規程は、条例第 2 条第 2 項に規定する公文書に当たらないこと、また、上記 1（1）及び（2）のような個別具体的な事例について規定している公文書は存在しないことから、本件開示請求に係る対象公文書が存在しないことを理由に非開示決定を行ったものである。

第 5 審査会の判断

1 本件対象公文書の存否等について

本件開示請求の対象は、県職員の業務規律について記載された公文書であり、実施機関は本件対象公文書を作成していないことから、保有していないことを理由に本件処分を行った。

これに対し、異議申立人は、県職員の業務規律について記載された公文書が不存在であるはずはなく開示されるべきであると主張するが、審査会で実施機関から意見聴取したところ、県職員の業務規律については、地方公務員法等の法令で定められていること（法令は条例第2条第2項にいう公文書に該当しない。）及び第4の1の（1）及び（2）に関して規定されている公文書は作成されていないことから、本件対象公文書を保有していないとする実施機関の説明には、特段の不自然又は不合理な点はないと認められる。

2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他にも種々主張するが、いずれも審査会の上記の判断を左右するものではない。

3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成19年 6月18日	諮問書を受理
平成21年 2月25日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成21年 3月18日	非開示理由説明書を受理
平成21年 4月10日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成21年 7月 1日 (第68回審査会)	実施機関から非開示理由説明を聴取 審議
平成21年 7月29日 (第69回審査会)	審議
平成21年 9月 2日 (第70回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
稲 垣 雅 則	北日本新聞社論説委員長	
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
小 室 修	富山県商工会議所連合会常任理事	
八 木 保 夫	富山大学経済学部教授	会 長
米 田 育 代	前富山県労働委員会委員	